

火入れと野焼きについて



・火入れの申請について

市内の森林又は森林に接している周囲1kmの範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地で「火入れ」を行う場合は許可が必要です。

※森林法に基づき許可される火入れの目的は、次の項目に限ります。
(森林法第21条第2項)

- ・造林のための地拵え
- ・開墾準備
- ・病虫害防除
- ・焼畑
- ・採草地の改良



令和8年1月1日から市の条例が施行され、「火入れ」を行う場合は、事前に中野市農業振興課へ申請して許可が必要となります。

・野焼きについて

田畑などで刈り取った草の焼却、稲わらの焼却、田の畔焼き、燻炭、剪定した枝などの焼却は「野焼き」です。(個人で行う場合の小規模なもの)

※廃棄物の焼却は例外を除き原則禁止とされています！
※農業を営むため、やむを得ないものとして行われる焼却や地域の行事(どんでん焼き等)は禁止されていません。



枯れ草や廃棄物を焼却する行為で、違反すると5年以下の懲役、もしくは1,000万円の罰金、又はこれを両方という場合があります。

「火入れ」ではなく、野焼きや畔焼きを行う場合、市への申請は不要ですが、中野市岳南広域消防組合へ「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出」が必要となります。

火入れ、野焼きによる林野火災に注意しましょう！

- ・強風時、乾燥時には、火入れ、野焼きをしないこと
- ・けむりや、においなど、周囲の住民の迷惑にならないよう配慮すること
- ・消火器やスコップ、水バケツなど携帯し、消火の備えをすること

